

史跡・天然記念物「屋島」の現状変更に関するQ&A（よくある質問と回答）

Q1

屋島はいつから史跡や天然記念物になったのですか？

A1

昭和9年11月10日に屋島の相引川以北の全半島部及び地先海面100mが史跡及び天然記念物に指定されました。

Q2

管理団体の意見書とは何ですか？

A2

昭和9年12月21日に香川県木田郡屋島村（昭和15年の合併により現在は高松市）が史跡・天然記念物「屋島」の管理団体に指定されました。管理団体の意見書は、管理団体である高松市が現状変更の内容について文化財の保存の観点から意見を述べるものです。

Q3

申請してから許可までの期間はどれくらいかかりますか？

A3

法令等により高松市教育委員会に許可権限が委譲されているもの（Q4参照）については、1～2週間を要します。

重大な現状変更（Q6参照）については文化庁長官による許可となるため、2～3か月を要します。

Q4

高松市教育委員会が許可できるのはどんな案件ですか？

A4

重大な現状変更（Q6参照）に当たらない山麓平地地区における住宅等の建築、造成、木竹の伐採などで、保存管理基準（Q5参照）を満たしているものです。

Q5

保存管理基準とは何ですか？

A5

史跡・天然記念物「屋島」の適正な保存管理を行うための基準として昭和51年に香川県教育委員会が策定し、平成9年、16年及び29年に高松市教育委員会が関係法令等との整合性を図るため一部改訂を行ったものです。

※「4 関連情報」の「保存管理基準」からダウンロードできます。

Q6

重大な現状変更とは何ですか？

A6

次の①～④のいずれかに該当するものを重大な現状変更としています。

- ①文化財としての価値に重要な影響を与える行為
(主に山上地区及び傾斜地区での現状変更行為)
- ②1,000㎡を超える開発行為
- ③150㎡を超える木竹の伐採及び植栽行為
- ④国の機関等が行う法令に基づく行為等
(保存管理基準「個別考慮項目」1(1)～(7)、2(1)(2))

重大な現状変更は計画の概要が決まり次第、早めに高松市文化財課まで御相談ください。

Q7

現状変更許可申請をせずに工事をすると、どうなるのですか？

Q7

許可を受けずに行った史跡等の現状変更行為や保存に影響を及ぼす行為があった場合は、実施者に顛末書の提出と原状回復を求めることとしています。また、文化財保護法に罰則規定があり、同法第197条第1項第1号により20万円以下の罰金に処せられます。許可の条件に従わなかった場合も同様です。

Q8

家のリフォームを計画していますが、届出は必要ですか？

A8

内装工事のみであれば、現状変更の届出は不要です。屋根や外壁について色や仕様等が変わる場合は現状変更の届出が必要です。

Q9

建物などの外観に関わることは全て現状変更申請が必要なのですか？

A9

日常の管理行為は申請不要です。(例：庭木の剪定、門扉の修繕など)

Q10

現状変更の許可を受けましたが、屋根の色を変えてもいいですか？

A10

計画変更書を提出し、許可を受ける必要があります。

Q11

外観の色はどのような色であれば許可されますか？使ってはいけない色はありますか？

A11

保存管理基準では具体的な色は定めていませんが、「周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと」が許可の要件となります。

Q12

掘削の深さは何メートルまで可能ですか？

A12

掘削深度については、「何メートルまで」という一律の基準は設けられていません。その土地の埋蔵文化財の包蔵状況や地層の堆積状況から個別に判断しています。なお、保存管理基準では、山上地区・傾斜地区・海面地区での地形変更は認めないこととしております。

Q13

申請書には実印を押印しなければならないのですか？

A13

認印で結構です。

Q14

添付書類の「キャビネ型写真」とは何ですか？

A14

約16.5cm×12.0cmの大きさの写真のことです。A4縦の用紙に上下2枚入る程度の大きさの写真をお願いします。

Q15

添付書類の「現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料」とは何ですか？

A15

主に山上地区や傾斜地区における現状変更で、工事場所や工法の選定理由について詳細な資料を付けていただくことがあります。

Q16

土地の所有は私と妻の共有名義になっています。妻の承諾書も必要なのですか？

A16

所有者全員の承諾書が必要です。承諾書を添付するか、申請書に夫婦連名で署名押印するか、いずれかの方法をお願いします。